

住民基本台帳の閲覧について

平成18年11月1日より「住民基本台帳の一部を改正する法律」が施行され、閲覧は原則公開から**原則非公開**に改正されました。

これまでも、本市では、市民の個人情報を保護するため、平成18年4月1日より暫定的に閲覧を制限してきましたが、法律の施行に伴い、以下のとおり閲覧を制限していきます。

改正法案の趣旨と経緯をご理解の上、ご協力をお願いします。

改正法案の主な内容

[閲覧することのできる場合]

- 1 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
- 2 次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高い()と認められるもの
調査結果が広く公表され、その成果が社会に還元されていること等(総務大臣が定める基準)
 - ・ 公共的団体(例:社会福祉協議会等)が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの

営利目的による閲覧は認められません！！

改正法案は総務省のホームページで確認できます。

http://www.soumu.go.jp/menu_04/k_houan.html

問い合わせ先 葵区 戸籍住民課 054-221-1061
駿河区戸籍住民課 054-287-8611
清水区戸籍住民課 054-354-2126